

後醍醐怨靈譚の機構

——『太平記』卷二十三「上皇祈精直義病惱之事」を中心に——

今 井 正之助

はじめに

曆応五年ノ春ノ比ヨリ都ニ疫癘家々ニ滿テ、人ノ病死スルコト数ヲ知ズ。是直事ニ非ト人恠ヲ成ニ合テ、吉野ノ御廟ヨリ車輪ノ如ナル光物出テ、遙ニ都エ飛渡ト、夜々人ノ夢ニ見ケレバ、何様先朝ノ御怨靈ナルベシト、人皆恐ヲ成ケル処ニ、果テ左兵衛督直義朝臣、二月五日ヨリ俄ニ邪氣ニ侵レテ、身心常ニ狂氣シ、五体鎮ニ惱乱ス(中略)、病日々ニ重テ今ハサテト見ケレバ、天下ノ貴賤悲ヲ含テ若此人何ニモ成給ハズ、只小松大臣重盛ノ早世セラ「レ」テ平家ノ軍(運)命ノ忽ニ尽シニ相似タルベシト思ハヌ者ハ無リケリ。(後略)

右は、太平記卷二十三「上皇祈精直義病惱之事」の書き出し、後醍醐院の怨靈が初めて物語に登場する場面である。後醍醐院崩御は「延元三年八月十六日」^註、のことであり、これはその死

後三年目のことになる。長谷川端氏が指摘するように、太平記において、後醍醐はその崩御の時点ではやくも怨靈としての復活が約束されていた。歴史的にも死の直後から怨靈の発動が恐れられ、後の天龍寺の建立をはじめ、さまざまな対策がとられていたことが知られている。^註『太平記』の中でも流布本などは吉野ノ先帝崩御ノ後、様々ノ事共申セシガ、車輪ノ如クナル光物都ヲ差シテ夜々飛度リ、種々ノ悪相共ヲ現ジケル間、不思議哉ト申ニ合セテ、疫癘家々ニ滿テ貴賤苦ム事甚シ。是ヲコソ珍事哉ト申ニ、同二月五日ノ暮程ヨリ、直義朝臣俄ニ邪氣ニ被侵、身心惱乱シテ、五体逼迫シケレバ、(後略)

と、やはり崩御後から怨靈が活動し続けていたことをいう。死後三年目にしてようやくやく怨靈としての活動を語る古態本のこうしたあり方はやはり不審といえ、「先帝後醍醐の崩御をめぐる記述、又は、その後幕府内に惹起された尊氏らに関する記述」を欠巻卷二十二の内容として推定する青木晃氏の論やそれ

に賛意を示しつつ、欠巻の卷二十二に後醍醐怨靈記事がすでにあったのではないかとする大森北義氏の新見も出されている。

大森氏が『太平記』の構想、あるいは、その構想世界を支える方法を問題にする場合には、欠巻部卷二十二の空白は極めて重要な位置を占めており、その問題性は、欠巻前後の諸巻に波及していくものであるだけでなく、『太平記』という作品の性格規定ともかかわる領域へと広がっている」というように、後醍醐怨靈譚を考える際にも欠巻の問題は避けては通れない。しかし、実見できない「欠巻」の内容を前提とした議論にはなお慎重であつてよいだろう。小稿では、卷二十三のこの位置に後醍醐怨靈の発動が語られていることの意味を現存本の構成の中に汲みとる読みが、成り立たないものかどうか探ることをさし当つての課題とする。

一、

太平記「第三部世界の構想や方法に『怨靈』が深くかかわっていること」^注ははやくから指摘があり、いま問題として①卷二十三「上皇祈精直義病悩之事」の他、具体的には以下のよ
うな章段が問題とされてきた。

②卷二十四「正成爲天狗乞劍之事」楠正成他、③卷二十五「天龍寺建立之事」後醍醐、④卷二十六「大塔宮亡靈宿胎内之事」大塔宮他、⑤卷二十七「雲景未来記之事」愛宕

太郎坊、淡路廃帝・讃岐院・後鳥羽院・後醍醐院、⑥卷三十「怨靈驚人之事」いかなる天狗ども、⑦卷三十三「細川奥州子息靈死之事」崇徳院、⑧同「新田左兵衛佐義興自害之事」新田義興、⑨卷三十四「吉野御廟上北面夢之事」後醍醐他 ⑩各章段名のあとに付したのは、そこでの中心的な働きをする怨靈およびその類を示すものである。

これらは怨靈譚として一律に扱われることが多いが、怨靈の発動の仕方という観点から眺めたとき、⑨が際だった特色を持っている。すなわち他の怨靈（天狗の類も含む）が忽然とたち現われているのに対し、⑨の後醍醐院の怨靈は次のような次第で出現している。

南方ノ皇居ハ金剛山奥観心寺ト云深山ナレバ左右ナク敵ノ近ベキ所ナラネドモ斥候ノ御警固ニ為頼欲タル龍泉赤坂城モ責落サレヌ。昨日一昨日マデ寄ナリシ兵共、今日ハ多ク御敵ニ成ヌト聞シカバ、其ヲ案内者トノ何様何所ノ山マデモ敵責入ヌト申沙汰シケレバ、主上ヲ奉始テ、女院、皇后、月卿、雲客、是ハ奈何スベキト怖恐サセ給フ事限ナシ。爰ニ二条禅定殿下ノ伺候人ニテ有ケル上北面、寄ノ官軍彼様ニ利ヲ失ヒ、城ヲ落ル躰ヲ見テ、其耳敵ノ近又先ニ妻子共ヲモ京方ヘ送遣ハシ、我身、今ハ髻切テ、何ナル山林ニモ世ヲ遁バヤト思テ、先吉野辺マデ出タリケルガ、サテモ多年ノ奉公ヲ捨テ主君ニ離進ラセ此境ヲ立去トコトヲ〔ノ〕悲サヨ、責テハ今一ヒ先帝ノ御廟ヘ参リ出家ノ暇ヲモ申ント

思テ、唯一人御廟へ参タルニ、近来ハ洒掃スル人モ無リケリト覺テ、荊棘道ヲ塞ギ莓苔扉ヲ閉タリ。何ノ間ニカハ荒ヌラント此彼ヲ奉見ニ（中略）終夜円岳ノ前ニ畏テ情ト浮世ノ間ノ成行ク様ヲ案統ルニ、「抑今ノ世何ナル世ゾヤ、（中略）玉骨ハ縦郊原ノ土ニ朽トモ神靈ハ定天地ノ間ニ留テ其苗裔ヲモ守リ、逆臣ノ威ヲモ摧レンズラントコソ存ズルニ、臣君ヲ犯シ申セドモ天罰モ是無く、子父ヲ殺セドモ神忿モ未見ヘズ。是ハ如何ニ成行ク世間ゾヤ」ト、泣ク是ヲ天ニ訴テ五体ヲ地ニ投ゲ礼ヲ作ス処ニ、余ニ機モ勞ケレバ、頭ヲ低テ少ト真寝タル夢ノ中ニ、御廟ノ振動スル事良久。暫有テ円岳ノ中ヨリ誠ニ堆カキ御声ニテ、人ヤ有ルタ々ト被召レバ東ノ山峯ヨリ、俊基資朝是候トテ参ラレタリ。

（中略）其後円岳ノ石ノ扉ヲ押開ク音シケレバ、遙ニ見上タルニ、先帝袞龍ノ御衣ヲ召サレ、右ノ御手ニ宝劍ヲ拔持テ、玉履ノ上ニ坐シ給フ（後略）

いささか引用が長くなったが、足利軍が、これまで安全と思われていた吉野の皇居に肉薄し、吉野朝内部に大きな動揺を引き起こす。上北面の某もはやこれまでと、妻子を京都へ逃し、我身は遁世と思い定め、先帝後醍醐の廟に最後の暇乞をし、事態のひどさを嘆き訴える。その哀訴の言葉は、「有威無道ノ者ハ必亡」という先賢の言も、「百王ヲ守ン」との神約もあてにはならない今の世の有様に絶望し、「玉骨ハ縦南山ノ苔ニ埋ヲ共恨〔魂魄〕ハ常ニ北闕ノ天ヲ臨マン」（卷二十一）という、

崩御の折の遺言すら何の甲斐もないことに深い恨みの言葉を投げかけるものであった（傍線部は明らかにこの卷二十一の後醍醐の遺言をふまえている）。後醍醐の怨霊は、なすすべなくせば詰まった上北面の訴えかけにより、ようやく出現する。繰り返すが、他の怨霊・天狗の類は乞わずとも忽然と出現するのであり、後醍醐のこうしたあたり方は異例である。（なお、⑤卷二十七「雲景未來記之事」では淡路廢帝以下と列座していることが語られるのみで具体的な言動は何も語られていないから問題外とする。）

翻って、卷二十三で後醍醐の怨霊はどのようにして発動（次表⑨）したのか。

玄玖本記事		日付	
I 曆応二 (前略)			
卷	1 先帝崩御	延元三	8 16
廿	2 後付上帝受禪	同	10 3
一	3 先帝に後醍醐天皇と追号	同	11 5
4	遺勅により、義助らに諭旨	同	12 17
II 曆応三			
5	義助勢、黒丸城を落とす。	7 3	同 16 * 1
		5	7 3
			同 16
		4	同 12 月
		3	同 11 5 一
		2	同 10 3 廿
		1 (延元三)	8 16 卷

□ 囲み番号は京都中心の記事。

・ ※ 「去程ニ諸国ノ宮方力衰テ、天下武徳ニ帰シ、中夏静マルニ似タレ共、仏神三宝ヲモ不敬、三台五門ノ所領ヲモ不渡、政道サナガラ土炭ニ墮ヌレバ、世中如何ガト申合ヘリ。」この文章は玄玖本など古態本にはない。

・ 日付の混乱箇所（傍線部）

* 1、記事内容は4 ↓ 5 ↓ ㊦と接続している。5の日付が三月以前であるか、㊦の日付が七月以降であるべきところ。いずれにせよ、年次は暦応三年。詳細は別稿に譲るが、本来別々の年次の記事を再構成し、何らかの事情で、日付の手入れが充分になされなかつたための混乱と思われる。

* 2、「去」の指す記事不明。

* 3、諸本いずれも暦応三年とするが、8の義助吉野参内に続く記事であり、暦応五年とあるべき（あるいは、南朝の年号「興国三年」と誤ったか）。IVの構成は、一見混乱しているようだが、㊦を同じ光厳院関係記事であることから㊦に付随させたとみれば、他の記事の配列には問題はない。

上述のように、欠巻をはさんだこの部分の記事に付された日付（とくに年号）には、いくつかの矛盾がありそのまま信を置くことができないが、記事自体は、内容的に粗密の差はあるも

の前後の記事とつながりをもち、ところどころに回想的な部分を含みながらも、ほぼ時間の流れに沿って配置されているとみなされる。I〜VIの区切りは内容的にそれぞれ一年を構成すると考えられる単位で、それに付した年号は太平記の年次構成と年号表記をつき合わせたとき想定されるものである。^{注5)}

玄玖本の構成の場合、注目されるのが怨靈発動直前の、脇屋義助の吉野参内（前掲表、記事8）である。うち続く敗戦に行き所を失った義助の、吉野参内が、卷三十四の上北面の愁嘆と同様の機能を果たしたとみなせば、崩御後三年の暦応五年春とこの時点での発動も不思議とすにあらならない。

ちなみに、卷二十一の後醍醐崩御の際の遺言「朕早世ノ後ハ、第七宮ヲ天子ノ位ニ即奉テ、賢士忠臣事ヲ謀リ、〔義貞―西源院本〕義助ガ忠功ヲ賞ノ、子孫不儀ノ行無クバ股肱ノ臣トシテ天下鎮定ヘの望ミを託すものであった。そして、義助を手厚く迎えた後村上帝の意を解しての、

義助北国ノ合戦ニ理ヲ失ヒシ事全ク彼ガ戦ノ拙ニ非。只聖運ノ時未到ノ、又勅裁ノ威ヲ軽クセラレシニ依テ也。（引

例△孫武之事▽△立将兵法之事▽）依之大将ノ威軽ク士卒ノ心恣ニ義助遂ニ百戦ノ利ヲ失リ。是全彼ガ戦ノ罪ニ非ズ、只上ノ御沙汰ノ所違ニ出タリ。君忝モ是ヲ欲知ニ依テ今其賞ヲ厚セラル、者也。

との四条隆資の、この言葉は、後醍醐の遺志が実行されてい

ないことこそを強く批判するものである。卷三十四の上北面の場合と同様、義助の吉野参内は、四条隆資の口を借りて、このままでは後醍醐の遺言が虚しいものとなることを（後醍醐の亡魂に）訴えかけているのだといえよう。

大森氏は卷二十三「上皇祈精直義病惱之事」の後醍醐怨霊発動箇所の

- a 曆応五年ノ春ノ比ヨリ都ニ疫癘家々ニ満テ、人ノ病死スルコト数ヲ知ズ。是直事ニ非ト人恠ヲ成ニ合テ、吉野ノ御廟ヨリ車輪ノ如ナル光物出テ、遥ニ都工飛渡ト、夜々人ノ夢ニ見ケレバ、何様先朝ノ御怨霊ナルベシト、人皆恐ヲ成ケル処ニ、
- b 果テ

c 左兵衛督直義朝臣、二月五日ヨリ俄ニ邪氣ニ侵レテ、身心常ニ狂気シ、五体鎮ニ悩乱ス

という文脈をとりあげ、「aは『疫病流行の不安』に始まる『怨霊の恐怖』が主題であり、cのそれは『直義重病』というもので、相互に異なっている」とし、その文脈の飛躍発生の原因を卷二十二の欠巻にもとめ、飛躍を解消するに足りる欠巻の内容を想定する。しかし、a都での疫病流行、都への後醍醐怨霊の災いの予見が、b「果テ」、c（都の統治者たる）直義の重病となつて実現した、という文脈に格別の飛躍があるように思えない。後醍醐の怨念が足利氏およびそれに支えられた京都の地に向けられていることは「只生々々々妄念ト成ベキハ朝敵ヲ

悉ク亡スノ（マ）四海ヲ太平ナラシメヌ事ヲ思計也。…是ヲ思故ニ玉骨ハ縦南山ノ苔ニ埋ル共恨ハ常ニ北闕ノ天ヲ臨マント思フ」と、既にこの卷二十一の後醍醐崩御の箇所に明示されており、卷二十三「上皇祈精直義病惱之事」の次の章段「土岐参向御幸狼藉之事」に「其比ハ左兵衛督直義、尊氏ノ政務ニ代テ天下ノ権柄ヲ執シ時ナレバ」と、当時の都の為政者が直義である事が示されている。

くわえて、怨霊の働きが現実世界の動きに密接に関与しているという、太平記の怨霊譚のあり方からしても、義助の相次ぐ敗北の過程と重なる時期（卷二十二）に後醍醐の怨霊が盛んな活動をするという構成は考えがたい。官方の怨霊は足利内部に混乱・打撃を与えることを働きとするはずなのだから。

従つて「曆応五年春比ヨリ」と年次を明示し、卷二十三のこの箇所に後醍醐怨霊の活動を記すのは、構想上意味のあることなのだと いえよう。

かつて鈴木登美恵氏「太平記欠巻考」（国文11 '59・7）は欠巻前後には二系統の記事があり、両者は内容的に「殆ど直接的な結び付きを持たない」とする、現在も基本的に受け入れられていると思われる、注目すべき見解を示した。氏は、これ以前「欠巻前後に於ける太平記の書き継ぎ」（国文8 '57・10）において、「章の年代的錯乱をもたらしているのは（中略）北朝関係の記事ばかり」であるところから、「新田氏を中心とする記事群とは全く別個に成立し」、後に書き加えられたのでは

ないかとの考えを述べており、「太平記欠巻考」は、これに資料上の補訂を加え、「巻十三、十四からの構想をそのまま展開してゐる章を、第一類の記事、それ以外の前後と無関係に北朝の事件を記した章を、第二類の記事」と名づけ、第二類の記事が、「年代的には、第一類の記事より前の位置を占めて排列されてゐる」という特徴に注目したものである。氏の指摘・分析が画期的なもので、欠巻・書き継ぎの問題の解明に大きな寄与をなしたことは今更言うまでもないことであるが、問題の基本的な骨格は氏の示した通りであるとしても、前表の注*1・*2・*3にも示したように、欠巻前後の記事構成上の問題は、北朝関係(第二類系)の記事の後補のみには帰せられないように思われる。この問題については別稿を用意したいが、本稿では、北朝関係の記事と南朝関係の記事が全く無関係ではないことを、後醍醐の怨霊の発動言事について示したことになる。ちなみに、拙論の対象としている大森氏の論考にも

「全く別個に成立し」た記事が「後に」ここに「加えられた」と仮定しても、加えられてゐる現状での構想意図はそれとして追求され解明されなければならないものである。

という発言があり、この観点にたつて、次項で扱う正成怨霊譚が論じられているが、本稿は氏の示唆を後醍醐怨霊発現記事にも適用可能であると考える。

二、正成怨霊の出現

後醍醐の怨霊が直義の病悩を引き起こし、世間が騒動しているころ、吉野朝には、四国から大将派遣の要請があり、義助を差し向けることとなる。その義助の伊予下向に符丁を合わせて正成の怨霊が現われる。以下巻廿四「正成爲天狗乞劍之事」の概略を示す。ただし、⑦は続く「義助死去之事」の内容である。

① 其比

伊予国住人大森彦七盛長が猿楽を催す。楽屋へ赴く道で背負た一人の女性が鬼の姿を現し、盛長を襲う。

② 4月15日

猿楽の舞台に、正成現われ、「前帝ノ勅定」により「尊氏卿ノ天下ヲ奪」うため、盛長所持の劍を乞う。

③ 又三四日有テ

正成、「新田刑部卿義助、適當国ニ下テアリ。彼人ニ威ヲ加テ、早速ノ功ヲ致サシメン」との「論旨」の勅使として飛来し、劍を乞う。盛長の問いかけに応じ、後醍醐帝および正成以下七名の武将、姿を虚空に現す。

④ 其後ヨリ

盛長物狂いとなり、相次いで媚物の襲来を受ける。

⑤ 或僧の勧めにより、大般若読誦。

⑥ 5月3日 天上に鬨諍の音あり、静まりて後、盛

長本服す。

⑦ 同日 義助発病、「七日ヲ過テ」死去。四国

の宮方勢いを失う。

大森氏は、この章段が、「独立的色彩」が強い情にもかかわらず、ここでの「正成の怨霊」が「背後に「後醍醐怨霊」を忍ばせて、北朝・武家方との現実の戦いに参画しようとするだけでなく、その「怨霊」の退散が南朝方の現実的な敗退になるという筋で、事件展開の行方を展望する上での重要な存在として位置づけられている」と指摘している情。この指摘に異論はない。問題はここでも、正成の怨霊はいつから活動を開始しているのかというところにある。正成が湊川で討死して以来、すでに数年の歳月が過ぎており、この間正成の怨霊の活動が語られることはなかった。後述のように、死後まもなくの時点で、個人的な報復のため、盛長のもとに怨霊が出現した可能性はあるのだが、しかし、物語は、正成の怨霊が「前帝ノ勅定」により奔走していると語り、義助伊予下向のいま、義助に「威ヲ加」えようとの「繪旨」の勅使として、あらためて盛長に剣を乞わせている。正成の怨霊の活動はくまでも、後醍醐の下命によるものであることを思えば、死後「修羅ノ眷属ト成テ瞋恚ヲ含ム心止時無シ」とはいうものの、物語世界での登場はやはり、暦応五年春の後醍醐怨霊の活動開始を受けてのものであり、単なるエピソードに見え

る京都での後醍醐怨霊騒動こそが、この前後の構想を統括しているのだといえよう。

三、正成怨霊譚の問題点

正成怨霊譚が前後の構想の重要な一環を担っていることは大森氏の指摘の通りであるが、一方、正成を討ち取ったとされる大森盛長はこのみに登場する人物であり、太平記巻十六の正成最後の記述との間に密接な呼応が見られないなど、独自譚の色彩の強いことも否定できない。また、怨霊譚の性格からしても、これを△ア、当事者への祟り▽△イ、非当事者（間接的には当事者でありうるが）への災い▽と分けたとき、正成怨霊譚は、

・ 卷三十三「細川奥州子息霊死之事」（表記の人物が九州下向の途次、讃岐で「崇徳院ノ御領ヲ落テ、軍勢ノ兵糧ニ充行シニ依テ」、俄かに発病し、「白峯ノ方」より飛来した変化の兵に首をとられ死去した）

・ 同「新田左兵衛佐義興自害之事」（新田義興を矢口渡しに謀殺した江戸遠江守、協力者の渡守らが、褒賞を受けての帰途、義興の怨霊に殺され、同じ一味の竹沢右京亮、首謀者畠山道誓らの留まる人間川の在家が雷火に襲われ、灰燼に帰した）
などとならんで、△ア▽の類型、すなわち、湊川合戦の折「宗ト手痛キ合戦ノ楠判官正成ニ腹ヲ切セシ」大森盛長への祟りと

しての意味をも持つ。太平記において△ア▽は、怨霊出現の契機をなす事件と怨霊の報復とでまとまりをなし、独立譚的性格が強く、△イ▽は卷二十六「大塔宮亡霊宿胎内之事」、卷二十七「雲景未來記之事」、卷三十「怨霊驚人之事」、卷三十四「吉野御廟上北面夢之事」など、それ以降一連の事件展開に広く関わりをもつていく傾向が強いことが指摘でき、正成怨霊譚も基本的には独立譚の色彩をもつていて不思議ではない。

しかし、正成の怨霊は前述のように、自身の報復のためというより、後醍醐の天命により、天下を覆すのに必要な三の劍のうちのひとつを（たまたま）盛長が所持していたから盛長の前に姿を現しているものであり、他の報復譚とは設定を異にすることに注意したい。

本章段は次のように始まっている。

其比伊予国ニ希代ノ不思議アリ。当国ノ住人ニ大森彦七盛長ト去者アリ。心飽マデ不敵ニノ、力尋常ノ人ニ超タリ。去建武二年ノ五月ニ將軍、筑紫ヨリ責上リ、新田左中將ハ播磨ヨリ引退テ兵庫湊川ニテ合戦アリシ時、此大森ノ一族等、宗ト手痛キ合戦ノ楠判官正成ニ腹ヲ切セシ者也。サレバ其勲功異于他トテ数箇所ノ恩賞ヲ賜テケリ。此悦ニ一族共寄り合テ、猿楽ヲノ遊ベシトテ、アタリ近キ堂ノ前ニ棧敷ヲウチ、舞台ヲ構ヘテ様々ノ風流尽サントス。

「其比」は太平記の文脈上は暦応五年時をさすはずだが、傍線部は一体いつのことなのか。拠るべき資料はないが、建武二

年の功績に対し、それから七年後の暦応五年のこの時点で恩賞が与えられたととるよりは、合戦後程ない時期のことであると考えるのがはるかに自然であろう。また、正成側からしても、夢幻能の亡霊のような、ゆかりの場所に出現する幽霊的な現れではなく、怨敵に祟るものとすれば、卷三十三の二つの事例や他の多くの怨霊譚と同じく、事件後時日を置かないで機会をとらえ、目指す敵のもとに出現してしかるべきであつたであろう。本話も本来はそうしたものであつたと思われる。

砂川博氏は、この正成怨霊譚について、郡司正勝、服部幸雄、長谷川端氏らの、できあいの話が太平記に取り込まれたとする考えに対して、「素材としての語りと現行テキストのそれを同一視することについては、慎重でなければならぬ」として、「語りの生地」を分析し、盛長による正成の靈語り^{モリガタリ}が、律僧の手を経て太平記に組み込まれたと見なしている。右にみた冒頭部の不自然さは、一面、できあいの話^{モリガタリ}が取り込まれた可能性を示唆するものであるが、しかし、先述の報復譚としての設定の特異性からしても、素材としての語り^{モリガタリ}と現行テキストのそれを同一視することに慎重であるべきだとする砂川氏の主張は、なお傾聴すべきであろう。

また、

正成ガ相伴ヒ奉ル人々ハ先ツ前帝後醍醐天皇、兵部卿親王、新田左中將義貞、平馬助忠正、九郎大夫判官義経、能登守範経、正成ヲ加テ七人ナリ。（中略）此外昔保元平治ニ打

レシ物共、近キ比元弘建武ニ亡ビシ兵共、雲霞ノ如ニ充滿
ノ虚空十里計ガ間ニハスキ間有トモ見ヘザリケレバ：

と、盛長のもとに正成以外に、直接関わりが無い護良親王、義貞、さらには時代を隔てた忠正、義経、範経らが現われていることも、怨霊報復譚としては些か異例である。これら七人の選定基準も不明確で、七という数にこだわったためにこれに加えて、例えば義朝、義平らの名前を挙げることができなかったかとも思われるが、傍線部にいう保元平治以来の恨みを呑んでこの世を去った者達が集結しているということが肝要であろう。

こうしたいわば様々な時代の怨霊が集結しているのは、太平記においては他に巻二十七「雲景未來記」に、「玄昉、真濟、寛朝、慈恵、頼蒙、仁海、尊雲等」および「淡路廃帝、讃岐院、後鳥羽院、後醍醐院」らが列座しているのを見いだすくらいのものである。そして、他の文献にあつて、文字どおりの管見の

範囲で連想が及ぶのが、慈円の「大懺法院条々起請事、発願文」の「保元以後乱世之今、怨霊満一天、亡卒在四海」という一節である。すなわち、個々の怨霊の直接の当事者としての位置を離れ、怨霊史観に立つて時勢批判・展望をおこなうとき、時空を超えた歴代の怨霊たちへの畏怖が語られるのであつて、正成怨霊譚においても、こうしたあり方は、盛長周辺に発する亡霊譚から離れ、太平記作者の時勢批判・展望からの発想と次元を同じくする粉飾と見なすべきであろう。正成怨霊譚は、その出発において独立した物語であつたかもしれないが、我々が現在、

太平記にみるのは素材そのままの姿ではない。

太平記の正成怨霊譚は、怨霊としての復活をとげた後醍醐の靈威を負いもつ、義助の物語の一環としての役割をはたすことを、先ず第一に期待されている。

おわりに

上述したように、義助吉野参内を直接の契機として発動した後醍醐怨霊の存在は、暦応五年の南朝の（結果的には一時的であった）反撃を統括し、正成の怨霊をも駆使し、正成の鎮魂、義助の頓死を経、後醍醐自身の鎮魂の試み（巻廿五「天龍寺建立之事」）をもって終る一連の事件展開の、重要な鍵として捉えることができる。

ちなみに、玄玖本は或人の天龍寺建立の進言を、北国四国の宮方が勢威を失つた暦応五（康永元）年以降、康永二、三年の某日と設定しているとみなされるが、前掲表に示したように流布本は、巻二十四の巻頭（記事番号②）を「暦応改元ノ比ヨリ」と時間を遡ってははじめ、天龍寺建立の進言の時期も、進言者夢想国師の

去六月廿四日ノ夜夢ニ吉野ノ上皇鳳輦ニ召テ、龜山ノ行宮
ニ入御座ト見テ候シガ、幾程無テ仙去候。又其後時々金龍
ニ駕シテ、大井河ノ畔ニ逍遙シ御座ス。…哀可然伽藍一所
建立候テ、彼御菩提ヲ吊ヒ進セラレ候ハ、天下ナドカ静

ラテ候ベキ。

という後醍醐崩御の予兆、亡魂逍遥の夢見に関係づけ、暦応二年の時点で遡って設定している。その結果叙事内容は、後醍醐死後の北国・四国での事件展開とは切り離され、より独立性を高めている。本稿冒頭に述べたように、天龍寺建立の経緯としては、流布本のように崩御後直ちに事が議せられたとするのがあたっているが、こうした流布本の構成も結局のところ、暦応五年の後醍醐怨霊発動の意味を解せず、正成怨霊譚の後に置き、京都中心記事とその他の記事とをそれぞれ整然と区分けすることに意を注いだことに原因する。巻二十三から二十五にいたる、正成怨霊譚を包み込んで、後醍醐怨霊譚の構成の糸が断ち切られたとき、個々の構成要素はそれぞれに自立の道を求めることになったのだといえよう。

△使用テキスト▽

太平記の引用は、特に断らない限り『玄玖本太平記』（勉誠社）による。句読点、濁点を施し、漢字は通行の字体に改めた。仮名の大小（宣命書き）の区別は示さない。また、脱字を「」内に補い、「〔〕」内に誤字を補正した。

△注▽

- 1、 史実は延元四年。『太平記』も記事構成上は延元四年（北朝）暦応二年（相対）の箇所。このあたり、拙稿『太平記』年次構成考―日付

の混乱をめぐる―」（名古屋大学国語国文学67（90・12））に触れたように、書き継ぎに関わる年次（表記）の混乱があると推定される。

- 2、 長谷川端氏「後醍醐・正成・尊氏・義貞―『太平記』の主役たち」（国文学36―2（91・2））は『太平記』巻二十一に記す後醍醐崩御記事の「左御手には法花経をもち」とある表現に注目し、「太平記作者が問題とするのは、地下から現われ出ることを、祈る涌出品の存在であろう。後醍醐天皇の亡骸を通常の南向きに葬らず、北向きに葬って都の方向に対峙するようにしたのもそのためである。怨霊となつての復活以外の何物でもない。」と指摘する。
- 3、 北爪幸夫氏「後醍醐の死に対する幕府及び北朝の対応」（『太平記研究』73・6）など。
- 4、 青木晃氏「先帝後醍醐崩御の記―『太平記』と『吉野拾遺』をめぐる―」（『手塚山短期大学紀要』11（74・3））
- 5、 大森北義氏「先帝後醍醐の崩御と『怨霊』の跳梁―第三部世界の「発端部」について―」（『太平記』の構想と方法）（明治書院、88・3）第三章第二節（論文初出、86・3）。
- 6、 注5著279p
- 7、 大森氏注5著299〜301pに研究史の概観がなされている。
- 8、 玄玖本は「雲景未来記の事」を持たない。参考として、神田本により補う。
- 9、 注1拙稿に概略を述べた。そこでも触れたように、南朝の年号表記には問題があるので、ここでは北朝の年号のみを示した。
- 10、 注5著282〜289p。ただし、大森氏は西源院本を使用しているが、ここでは玄玖本の本文を挙げた。

- 11、 徴古館本は「恨魂」とし、コンハクと訓みを付す。松井本「朕カ多
年ノ恨魂」。西源院本「魂魄」
注5著 309 p
- 12、 長谷川端氏『太平記の研究』（汲古書院 '82・3） 254 p
注5著 319 p
- 13、 史実では建武三年だが、太平記の年次構成では建武二年でよい。注
1 拙稿参照。
- 14、 『軍記物語の研究』（校楓社 '90・3 論文初出 '88・11） 335 p
- 15、 『慈円全集』伝記資料抄による。
- 16、 注1拙稿の注（14）